

修 正 案

議案第213号 奈良市長等政治倫理条例の制定についての修正案を別紙のとおり会議規則第94条の規定により提出します。

平成25年2月18日

総務委員長 松 村 和 夫 様

提出者

総務委員 池 田 慎 久

同 森 田 一 成

同 中 西 吉 日 出

(別紙)

議案第213号 奈良市長等政治倫理条例の制定についての修正案

奈良市長等政治倫理条例の制定についての一部を次のように修正する。
題名を次のように改める。

奈良市長政治倫理条例

第1条中「、副市長及び教育長（以下「市長等」という。）」を削る。

第2条（見出しを含む。）中「市長等」を「市長」に改める。

第3条第1項中「市長等」を「市長」に改め、同項第1号中「市民の代表者」を「市民全体の奉仕者」に改め、同条第2項及び第3項中「市長等」を「市長」に改める。

第4条第1項中「市長等」を「市長」に改め、「、第166条第2項及び第180条の5第6項」及び「、その配偶者若しくは2親等以内の親族が役員をしている会社」を削り、同条第2項中「市長等」を「市長」に改める。

第5条第1項及び第2項中「市長等」を「市長」に改める。

第6条中「市長等の関連会社と」を「市長の関連会社が市の請負契約等及び指定管理者の指定の申入れを辞退した場合、」に改める。

第7条第1項中「第3項」を「次項」に改め、同項第1号中「地目、面積、取得の時期及び価額」を「面積及び固定資産税の課税標準額並びに相続（被相続人からの遺贈を含む。以下同じ。）により取得した場合は、その旨」に改め、同項第2号中「、権利の種類、契約期日及び契約価額」を「並びに相続により取得した場合は、その旨」に改め、同項第3号中「種類、構造、床面積、取得の時期及び価額」を「床面積及び固定資産税の課税標準額並びに相続により取得した場合は、その旨」に改め、同項第4号を次のように改める。

(4) 預金（当座預金及び普通預金を除く。）及び貯金（普通貯金を除く。） 預金及び貯金の額

第7条第1項中第5号を削り、第6号を第5号とし、同項第7号を削り、同項第8号中「並びに美術工芸品及び貴金属」を「及び美術工芸品」に、「、数量、取得の時期及び価額」を「及び数量」に改め、同号を同項第6号とし、同項第

9号中「及び口数」を削り、同号を同項第7号とし、同項第10号中「貸付金の明細、契約期日及び金額」を「貸付金の額」に改め、同号を同項第8号とし、同項第11号中「借入金の明細、契約期日及び金額」を「借入金の額」に改め、同号を同項第9号とし、同条第2項を削り、同条第3項中「前2項」を「前項」に、「第1項」を「前項」に改め、同項を同条第2項とする。

第8条中「市長等」を「市長」に改め、同条第1号ア中「以下この号において同じ。」を削り、同号イ中「各種所得の金額（退職所得の金額及び山林所得の金額を除く。）のうち、」を削る。

第9条中「市長等」を「市長」に改め、「並びに当該会社におけるその役職又は親族関係等の関連」を削り、「発生した場合」の次に「又は変更があった場合」を加える。

第10条中「前3条」を「市長は、前3条」に改める。

第11条中「市長等」を「市長」に改め、「証明書類」の次に「(以下これらの証明書を「納税証明書等」という。)」を加える。

第13条第1項及び第3項、第14条第1項、第15条並びに第16条第1項中「市長等」を「市長」に改める。

附則第3項、第4項及び第5項中「市長等」を「市長」に改める。

附則第6項中「第3項」を「次項」に改める。

附則第7項中「市長等」を「市長」に改める。